

Title	道徳判断の発達の文化的普遍性と文化差に関する研究： 認知論的発達理論の意義の検討と道徳判断の文化差に関するいくつかの調査
Sub Title	
Author	内藤, 俊史(Naito, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1998
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.48 (1998.),p.73- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告：博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000048-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は考えにくい。むしろ、時間軸は複数あって、一つ一つのエピソードは何らかのテーマに従った時間軸上にゆるやかなまとまりを形成し、またそれぞれの時間軸はどこどこに、時にぎこちなく接点をもって、変化のダイナミズムを内に秘めながら体制化されており、それが我々の過去、自伝的記憶を構成しているとは考えられないか。

著者は、そう考えることで、FOGの成立過程に関し、正確な生起時期を想起しようとするれば、時間軸同士の接点を参考としながら、出来る。一方で、主観的な経過時間は各時間軸の流れの速さによって判断されると考えるならば、正確な想起と一致する必要はなく、そしてこの不一致の結果としてFOGが生じると説明することが出来ないであろうかと結んでいる。

以上、章を追って本論文の概要を述べた。

ここで評価すべきは、著者が最初に手がけたテレスコーピングの研究をそこにとどめず、類縁ともいべきタイムギャップ感と結びつけ、時間情報の記憶研究にまとめあげた点であろう。著者のセンス、洞察力、論理展開力、そして実行力は十分評価されてよい。結果として得られた一連の実験および調査の成果は、一部の実験(研究2)で条件別に割り当てられた被験者標本のサイズが十分でなく結果が明確とは言えないところもあったが、他は全て不動である。結論も明解で時間記憶の分野に一石を投じることになる。

ただ欲を言えば、同一の出来事に対し「もうそんなに経ったのか」と「まだそれしか経っていないのか」という反応の違いには、その人の“パーソナリティ”の関与、被験者の“主体”要因の個人差も考えてもらいたかった。著者の今後の研究に待ちたい。

しかし、論文全体を通じて見ると、先行研究に関する文献の渉獵といい、実験、調査の運びに関する執拗なまでの展開といい、結果の論理的解釈といい、著者は研究者として一流の水準に達している。また、展開された実験と調査、その設計・装置の準備・実験の遂行・統計解析の緻密な内容等からうかがえるように、本研究は実に丹念に仕立て上げられている。論文の文章はコンパクトであるが、正に力作と言ってよい。

最後に、本研究の評価すべきもう一つの点は、「時間情報の記憶」という基礎心理学的色彩の濃い研究でありながら、「自己の発達と形成」の研究の一部としてこれを行っているところである。そこに著者の視野の広さと、将来を見据える著者の心理学に対するフィロソフィーを観ることが出来る。

以上の所見から、本論文は著者が将来独立した研究者として斯界に貢献することの出来る力量を十分に備えていることを示すものである。よって、著者は本論文により博士(心理学)の学位を授与されるに値するものと認める。

教育学博士(平成10年5月13日)

乙 第3195号 内藤 俊史

道徳判断の発達の文化的普遍性と
文化差に関する研究

——認知論的発達理論の意義の検討と

道徳判断文化差に関するいくつかの調査——

[論文審査担当者]

- | | | |
|----|--------------------------------------|---------|
| 主査 | 慶應義塾大学文学部教授・
大学院社会学研究科委員
教育学博士 | 波多野 誼久夫 |
| 副査 | 慶應義塾大学文学部教授・
大学院社会学研究科委員
教育学修士 | 田中 克佳 |
| 副査 | 埼玉大学教育学部助教授・
心理学博士 | 首藤 敏元 |

内容の要旨

本論文では、道徳性の発達を、「理性的道徳判断」の能力の獲得あるいは合理的な道徳的討議に参加する一員としての能力の獲得とした。それは、いかなる宗教的信念、価値観をもつ者であっても、道徳的な問題について議論をするときに承認すべきとされる形式的規則にもとづく議論や判断である。このような「理性的道徳判断」という概念は、民族間の対立や国際的協調の必要性が問われている現在にとって、有効な道徳教育の目標であるとともに、道徳性の発達を研究する際の普遍的な枠組みを提供するように見える。そこで初めに、この立場をいわば作業仮説または基本的な方針として採用し、この立場にたつ Piaget と Kohlberg による認知論的発達理論の意義と問題をとりあげた。それらは、日本の子どもたちの道徳性発達をみる一つの枠組みを提供する。しかし、文化的な脈絡のなかで道徳性発達を理解しようとする場合、いくつかの問題が考えられる。本論文では、Piaget と Kohlberg の道徳性発達理論の意義をあらためて考察しつつ、異文化にそれらが適用される際の問題点や補わ

れるべき点があることをいくつかの調査とともに示した。

第1章では、道徳性の定義という道徳性の発達研究における基本的な問題に関する立場を整理した上で、価値観の多様化に対処する立場として、道徳性を思考や論議の形式という観点から定義をする立場を述べた。そして、そこでは、「理性的な道徳判断」の獲得が道徳性の発達を意味することを述べた。しかし、このような立場にも、問題が残されている。「理性的な道徳判断の過程」について異なる見解はあり得ないのか、またもし異なる見解があるならば、それらの見解のどれが正当であるかを証明する方法は何かという問題である。

事実、異なる見解が提出されている。たとえば、理性的な道徳的思考を特徴づける形式的規準として、原則の普遍化可能性と指令性が指摘されてきたが、それらの規準を提出した哲学者のもとを離れて、教育等に適用される際の変容の可能性がある。道徳判断の形式に着目した Metcalf 等の価値教育案の目的においては、「一般性」という第3の規準が採用されている。一般性の規準は、判断を正当化するために用いられる原則はより一般的な概念によって記述されるべきであるとするものである。それに対して、普遍化可能性という規準は、原則はそれが一般性をもつかどうかに関らず、すべての人、時、場所に対して適用されなければならないというものであり、一般性の規準と同一ではない。一般性の規準を合理的な規準として受け入れるべきかどうかは、自明な事柄とはいえない。なぜならば、一般性の規準に反すると思われるいくつかの立場が存在し、少なくともそれらが不合理な立場であるという理由で否定されるとは思われないからである（人間関係によって規定される儒教道徳や状況主義の倫理、そして「状況を十分に考慮した判断」への一般的な評価）。

以上のように、価値観の多様化または多元化に対するアプローチとして、本論文でとりあげた立場でさえも、道徳的思考の形式の多義性または相対性という問題に出合う。また、そのことは、道徳性の発達をとらえる枠組を設定する際、特定の文化的規範の内容を普遍的なものとみなすことによる誤りだけではなく、特定の文化に固有な「理性的な道徳判断」の規準が自明の合理性として設定される可能性を示唆している。

第2章では、「理性的道徳判断」の発達をとらえる立場として、Piaget と Kohlberg の認知的発達理論の立場をとりあげ、それらの特徴と意義をあらためて考察し、これまでの研究によって提起された論点を示した。

I では、日常みられる特性論との対比によって認知的発達理論の立場の意義を考察した。認知的発達理論の立場に立つ Kohlberg (1971) は、個人におけるさまざまな場面における行動の間の相関が低いこと等をもって特性論を否定し、その上で自らの理論の妥当性を論じている。しかし、このような論述は、少なくとも認知的発達理論の意義に関する誤解を導く可能性がある。なぜならば、最近の研究によれば、ある程度の特性の存在を認めざるを得ないからである。むしろ、特性論の立場の問題点は、状況による行動の相違に関する適切な説明を提供していないという点にある。そして、この点に関する認知的発達理論の意義は、個人における表面的な行動の一貫性に基づく特性概念にかえて、その状況の解釈のあり方や判断を規定する、個人に一貫して保持される道徳的認知構造という概念を新たに提出したことである（その一貫性もまた一つの論点ではあるが）。

II と III では、それぞれ Piaget と Kohlberg の道徳性発達理論の核となる仮説を整理し記述した。その上で、2つの論点について考察した。一つは、発達に関する事実命題と規範または価値判断との関係はどのようなものであるか（あるべきか）という問題である。この点に関する 1971 年における Kohlberg の並行論の主張は、発達心理学の「発達」の規準と倫理学における道徳性思考の適切性の規準が結局同じ方向を示すものであるとするものである。しかし、事実命題と価値的言明との関係については不明確な点が残された（結果的に 1983 年に Kohlberg はその見解を改めたが）。あらためて、自然主義的誤謬という概念の発達心理学への意義を考えるならば、それは、発達心理学において見出された事実に関する法則から、現実の教育等の実践活動における「——べきである」という規範的言明を導く際に、何らかの価値規範が前提として含まれていることを指摘するという点である。そのような価値選択の是非を問うことを促すという点であらためて、「自然主義的誤謬」の指摘の意義を位置づけるべきである。第2は道徳性発達段階の文化的普遍性に関するものである。これまでの研究結果は、Kohlberg の道徳性発達段階の文化的普遍性を否定するものではないが、環境要因としてあげられている「役割取得の機会」の測度の不備、そして文化差を説明するための環境要因に関する枠組の不十分さを指摘した。

第3章では、道徳判断の発達の文化的差異を適切に捉えるための方向を探究するという目的の下に、理性的道徳判断またはその過程で用いられる道徳的概念の文化差に関して、3つのテーマの下に行った調査と考察を述べ

た。第1は道徳的概念の意味の文化差、第2は理性的道徳判断に対する態度の文化差、そして第3は道徳的概念を規定する文化的信念（世界観）である。

まず、第1のテーマ、すなわち道徳的概念の意味の文化差に関して、責任概念と規則概念をとりあげて調査を行った。責任概念についての日本と台湾の大学生を対象とした調査では、日本と台湾ともに、「道義的責任」等では行為者の動機にもとづいて判断がなされるが、「法的責任」等ではより結果にもとづいて判断がなされることが示唆された。これらの結果は、必ずしも Piaget による「発達にともない道徳的責任は動機や意図に帰属される」という考えを否定してはいない。むしろ、道徳的責任という概念が獲得される際、文化によって提供される他のタイプの責任概念の獲得を考慮する必要性を示唆している。また、規則概念についての調査は次のことを示唆している。第1に、規則の内容によって、それを道徳的規則と認知するかは、文化によって異なり得る。第2に、普遍性をもつと判断しつつ、私的な事柄とする判断が日本の大学生にみられることである。それは、別の道徳規範の概念として検討すべき対象である。少なくとも私たちの社会では、「人間であれば自ずからそうしようと思うのが当然である」という規範のタイプが存在していると思われるからである。

第2のテーマ、すなわち理性的道徳判断に対する態度に関連して、まず、「道徳的な正しさ」という概念が価値判断一般のなかでどのように位置づけられているかに関する調査を行った。日本の男子高校生と成人に対する調査の結果、「道徳美的」判断と「共感的」判断が、「道徳的な正しさ」の判断よりも、「自分のすべき行為の判断」に大きく関連していることが示された。そのことは、道徳的な正しさの判断とともに、直感的または心情的判断に対してより多くの注意が向けられるべきであり、「道徳的正しさ」という概念は、そのなかに位置づけられるべきであることを示唆している。

また、さまざまなタイプの価値判断が個人内に保持されることについて、文化的要因として、一般に用いられている「建前と本音の使い分け」という概念をとりあげた。その結果、「建前と本音の使い分け」に対しては、かなりの大学生がそれを容認していること、そして、それに対する態度が社会的疎外感等に関連することが示唆された。それらの結果から、文化的概念としての「建前と本音の使い分け」が、領域-相対主義という立場を提供しているという仮説を提起した。

これらの調査結果は、直接「理性的判断」の位置を検

討しているものではない（理性的判断による決定＝「道徳的正しさ」または「建前」とは必ずしもいえない）。しかし、理性的道徳判断の表現やその個人内における位置を規定する文化的枠組が存在し得ることを示唆している。文化的脈絡のなかで理性的判断を捉えるためには、そのような文化的枠組のなかでの位置を明らかにする必要がある。

第3のテーマ、すなわち道徳性発達に関わる文化的信念（世界観等）を検討するために、「ばち」と「自己」という概念をとりあげた。「ばち」に関する幼稚園児を対象とした調査は、この時期の子どもが年齢とともに「ばち」という概念を学ぶこと、養育者によるしつけ方略「外的な主体による罰を指摘する説得方略」が、子どもの因果応報的世界観と関連することを示唆している。また、自己と社会に関する仏教思想についての考察と Gilligan 等によって主張された女性文化からの異議からは、自己を他者との相互依存関係の下に理解するべきであることが示唆されている。

第3章で述べた調査結果は、必ずしも認知的発達理論の主張と矛盾するものではない。実際、それらの調査は、認知的発達理論によって「見過ごされている」、理性的道徳判断に関わる文化的現象を指摘することを目的としている。言いかえれば、理性的道徳判断の基本的な形式的規準を支持しつつ、文化的な差異や発達上の差異を記述するための理論的な枠組の必要性を指摘しようとするものである。その必要性といくつかの方向は、本論文である程度示されたと考える。

論文審査の要旨

内藤俊史君提出の学位請求論文「道徳判断の発達の文化的普遍性と文化差に関する研究——認知論的発達理論の意義の検討と道徳判断の文化差に関するいくつかの調査」の審査は、提出論文の査読と改稿の後に、1998年4月30日に公開口頭試問を行い、主査、副査が合議した。その結果、審査者全員が本論文を博士（教育学）に相当するものと評価したので、慶應義塾大学大学院社会学研究科に報告する。審査の概要は以下の通りである。

本論文は、理性的道徳判断の定義に関する一般的な問題を明らかにし、理性的道徳判断の発達を記述しようとした Kohlberg らの認知論的発達理論の意義を再考した上で、これまでの認知論的発達理論が持つ、さまざまな文化における理性的道徳判断の発達を捉える上での限界が何かを考察し、いくつかの調査結果によってそうした研究の方向を示唆することを目的としており、「道徳性

の発達研究における哲学的問題」,「認知論的発達理論による理性的道德判断の発達へのアプローチ」,「道德判断の発達の文化差に関するいくつかの調査と考察」の3章から構成されている。

第1章においてはまず,1960年代以降の道德性の発達研究に大きな影響を与えたと考えられる「道德性とは何か」の問いに対する分析哲学による定義の吟味が試みられる。筆者は,分析的定義の立場が,規範的定義の持つ独断や相対主義の克服の可能性を示唆し,文化を超えた「道德性発達」概念を構成し,多文化社会における道德性発達研究に新たな方向を示唆すると考え,基本的にこの立場に依拠し,「道德性」を「理性的道德判断に参加する能力とそこでより優れた参加者になること」と定義する立場を出発点として,そこから「理性的道德判断」の検討へと進む。形式的規準としての普遍化可能性と指令性と一般性の相互独立性の吟味を介して,「理性的道德判断」の内容とその具体的適用のあり方のイメージの提供と「道德教育において理性的道德判断という概念は,どのような意義と問題点を持つか」の吟味がなされ,結局,「普遍的と考えられている理性的道德判断における方法上の基準の恣意性」というさらなる問題が指摘されている。

次いで第2章において,認知論的発達理論を,第1章で展開された筆者の立場に近いものと位置づけ,この立場を代表するPiagetとKohlbergに焦点を当て,その理論の展開とその後の研究における論点を示す。Piagetにとっての道德性の発達は,社会的規範の学習過程ではなく,理性的道德判断を行う際の方法の獲得ということにあった。これを受け継いで自らの道德性発達段階論を導いたKohlbergは,誰もが認めざるを得ない道德的議論の形式や方法の存在を前提して,理性的道德判断に参加し,そこでより優れた参加者となることをもって道德性の発達と見なした。彼は,公正性の判断を中心とし,「普遍化可能性」と「指令性」という形式的規準に照らしてより適切性が高まる,六つの段階からなる道德性発達段階を設定した。

Kohlbergの理論の第一の貢献は,「理性的道德判断」という,規範の内容とは独立の普遍的な道德的思考の方法・形式に基づいて,道德性の発達段階を設定しようとしたことにある。ただ,ここには,「理性的道德判断」自体の文化的普遍性の問題が当初から含まれていた。そこで,Kohlbergの理論に対して,二つの論点からの検討が試みられている。一つは,事実と価値の関係を巡る自然主義的誤謬の問題,もう一つは,道德的発達段階の文

化的普遍性に関連する問題である。前者の問題について,Kohlbergの当初の立場は,道德的発達理論の発達の規準と倫理学の道德的思考の適切性の規準は結局は同じ方向を示すとする並行論であったが,その後変化が見られると指摘しつつ,その持つ問題点として,道德性の発達の事実を前提に,事実がこうであるから従ってそうあるべきだと主張するとすれば,この主張は自然主義的誤謬に陥ることになると指摘している。後者の問題,すなわち道德性発達段階の文化的普遍性の問題については,Kohlbergの道德性発達段階の文化的普遍性(ただし,発達の終局点と発達の速度は文化によって異なり得る)を検討した数多くの研究を概観して,段階の普遍性の主張の可否について明確な結論を下すことはできないが,これは,Kohlbergの段階と環境要因に関する概念が文化差を検討するための適切なカテゴリーを与えていないことを示唆する,と結論している。

そして,第3章で,「理性的道德判断」の文化的普遍性,または道德判断の発達に対する文化的要因に関して試みたいいくつかの調査結果を示し,道德性発達における文化的要因についての考察を行っている。

現実には道德判断を行う場合,さまざまな道德的概念,道德的知識が用いられる。それらの道德概念の文化的な普遍性と文化的な相違は何か,それらを規定する文化的要因は何か。これは,認知論的発達理論だけでなく,道德性研究一般の重要テーマの一つである。これらの道德概念の文化的相違や普遍性を探るときにどのような方向が考えられるかを検討することが第3章の目的とされている。第3章の研究は,文化差の考えられる「理性的道德判断」のいくつかの側面についての考察を踏まえて,道德的概念自体の意味の文化差,理性的道德判断に「対する」態度の文化差,道德的概念を規定する文化的信念,の三つの検討課題の下に行われた総計六つの調査と考察から成っている。各調査結果を簡単に紹介すれば,以下のものである。「責任概念の文化差に関する調査」は,結果論から動機論へという一般的図式で道德性の発達を捉えることの限界を示した。「規則概念の文化差に関する調査」は,何を道德的と見なすかという点について文化差がありうることを示唆している。「文化のなかで用いられる道德的な評価のための言葉に関する一調査」では,行為を評価する判断尺度は「多次元的」という結果が得られた。「文化が与える『道德的正しさ』を捉える枠組み(建前と本音)に関する一調査」では,建前と本音の使い分けはかなり受け入れられていること,それが社会的疎外感,私的無力感と関連があることが示唆

された。「文化が与える世界観に関する一調査——ばちという概念を例として」では、Piaget のいう内在的正義からの脱却という発達の方に逆行する傾向が見られた。「文化の与える自己と世界との関係概念に関する一考察」では、アメリカにおける女性文化からの批判と仏教の世界観からの示唆、の二つの視点から吟味が加えられている。

以上のように、本論文の前半部分は、「理性的道徳判断の普遍性と文化差」という基底をなす関心から先行研究の理論的・歴史的再構成を行い、1960年代以後欧米の研究動向に多大の影響を与えた Kohlberg の理論を拠る所に、その持つ諸問題・限界について理論的明確化を試みているが、これは、本論文のすぐれた貢献の一つとすることができる。従来の道徳性発達に関する心理学的研究の多くは、Kohlberg 理論に全面的に依拠するか、それを単に経験的に吟味するか、のいずれかであったからである。この作業を踏まえての後半部分の課題意識は、上記に引用したように「道徳性の発達、特に理性的道徳判断の文化差を検討するための方向を探るための調査と考察」にある。この種の研究は、日本ではいまだ蓄積の乏しい分野であり、従って探求の方向を摸索しながらの多くの新たな開拓を要する困難な研究が要求されるが、報告されている多くの調査は、それぞれに、筆者の優れた研究能力と見識を示している。とくに、文化を超えた理性的道徳的推論が認められること、具体的場面で示される判断には文化の中で作られてきた信念が関与すること、などを明らかにし、道徳判断の普遍性と文化的差異の両方を扱おうる、新しい理論への足掛かりを築いた点が高く評価されよう。これはまた、多文化社会における道徳教育を計画する上からも意義深い示唆を含むものである。

あえて付言すれば、「今後の研究の示唆を得るため」という課題意識は、序論的研究段階を意味するものであろう。したがって、さらに踏み込んだ本論としての研究が期待されるわけであり、これは、今後の研究課題ということになるかと思われる。また、研究の現段階ではやむをえないとはいえ、個々の実証的研究は、必ずしもすべて質的に優れたものとは認めがたい。

以上の全体を鑑み、本論文の独自性と意義は十分に認められるものであり、自立して研究を進めるための筆者の力量と見識も十分に示されていると判断されるから、本論文は、博士(教育学)の学位を受けるに相応しいものであると判断される。

心理学博士(平成10年7月8日)

乙 第3196号 森山哲美

刻印づけの発達過程
——反応随伴性に基づく刻印反応の
発達の変容過程——

〔論文審査担当者〕

主査	慶應義塾大学名誉教授・ 文学博士	佐藤 方哉
副査	慶應義塾大学文学部教授・ 大学院社会学研究科委員 文学博士	渡辺 茂
副査	名古屋大学文学部教授・ 文学博士	辻 敬一郎

内容の要旨

刻印づけの発達過程を明らかにするため、生物学的に意味のない人工的な赤い箱に対する刻印反応の発達の変容過程を、ニワトリヒナとアヒルヒナに対して調べた。刻印反応として測定された反応は、追従反応と、刻印刺激の提示を随伴事象にして形成されたキーつき反応である。これらの反応が、発達のどの時期まで維持されるのかを調べた。加えて、エサと同種他個体が、上記二種類の刻印反応にいかなる影響を及ぼすのかを調べた。

全部で六つの実験を行った。それぞれの結果と考察をまとめると以下のようである。

①ニワトリヒナの追従反応は、4日齢まで維持された。しかし、その後急激に減少した(実験1)。

②4日齢までの追従反応は、刻印刺激を弁別刺激とし、さらに移動する刻印刺激の提示を随伴事象とする反応随伴性によって維持された(実験4)。

③4日齢以降の追従反応の減少は、エサに関わる反応、すなわち、エサの刺激性制御下にある反応の出現確率が高くなることで相対的に生じたと考えられた。これを確かめるため、4日齢以降の追従反応にエサを随伴したところ、減少するはずの追従反応は、かなり維持された(実験3)。

④4日齢以前に刻印刺激によって維持された追従反応と4日齢以降にエサによって維持された追従反応は、刻印刺激に対する機能的関係が異なる。このため、刻印反応は4日齢を境に変容しようと考えられた。これを明らかにするため、4日齢以降に形成されたキーつき反応